

宿泊約款

(適用範囲)

- 第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この契約に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約を優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 室料金（原則として別表第1の基本室料による。）
 - (4) その他当館が必要と求める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し入れがなされた時点で新たな宿泊契約があったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）に基本宿泊料を限定として当館が定める申込金を当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき室料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込を同項の規定により当館が指定した日までにお支払い頂けない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込みの支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合、及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当館は、次にあげる場合において、宿泊契約に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序に若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき

- イ 暴力団員による不当な行為の防止策に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるとき
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
 - (9) 宮城県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき

（宿泊客の契約解除権）

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当館は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合は（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後6時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

（当館の宿泊解除権）

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除する場合があります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団に該当する者があるとき
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (5) 宿泊に関し暴力的行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることが出来ないとき
 - (7) 宮城県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備などに対するいたづら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき
- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人客にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他、当館が必要と認める事項

- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、15：00から翌朝11：00までとします。

ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

(利用規則の厳守)

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当館のフロント・キャッシャー等サービスの営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間はホームページ、備付のパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

イ 門限…24：00

ロ フロントサービス…7：00～21：00

- 2 前項の時間は必要やむをえない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わりえる方法により、宿泊客の出発の際または当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当施設は消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供が出来ないときの取扱い)

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件に

よる他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

- 2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、破損などの損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

- 2 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品または現金並びに貴重品であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意または過失により滅失、破損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし宿泊客からあらかじめ種類および価額の明告のなかったものについては、当館の故意または重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管しその後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意または過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償して頂きます。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

	内 訳	
宿泊客が 支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料（室料金+朝・夕食料）
	追加料金	追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他の利用料金
	税金	イ. 消費税 ロ. 入湯税

（備考）1.基本宿泊料は、予約にて掲示する料金になります。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

取り消しの通知を 受けた日 契約申込み人数	不 泊	当 日	前 日	2	3	5	6	7	8	14	15	30
				日 前	日 前	日 前	日 前	日 前	日 前	日 前	日 前	日 前
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%							
15名～30名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%						
31名～100名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	10%	10%		
101名以上	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%

（注）1.%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2.契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。

